

国家戦略特区における横浜市の取組について

～神奈川県反町公園内へ保育所を設置～

＜都市公園内への保育所等設置は、政令市第 1 号の計画案＞

本日、東京圏国家戦略特別区域会議（第 10 回）において、「都市公園内占用保育所等設置事業」として、神奈川県にある反町公園内に保育所を設置することが、区域計画案に盛り込まれました。

1 東京圏国家戦略特別区域計画（案）に盛り込まれた取組（横浜市分抜粋）

名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業）

民間事業者が横浜市立反町公園（神奈川県横浜市）に保育所を設置するため、横浜市が同公園内の施設を当該事業者を提供し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

2 今後の予定

近日中に、内閣府が、国家戦略特区諮問会議に諮ったうえで、内閣総理大臣への認定申請を行う予定です。

＜林 文子 横浜市長コメント＞

東京圏国家戦略特別区域会議において、政令市で初となる「都市公園内への保育所等の設置」が、計画案に盛り込まれました。

保育所用地の確保が困難な都市部において、都市公園内の保育所等の設置は、待機児童解消に向けた新たな打開策として、大きな効果が期待できます。

公園を利用される皆様のご理解をいただきながら、引き続き、待機児童解消に向けて、全力を注いでまいります。

保育所概要

公園名 反町公園（神奈川区反町一丁目 12）
整備方法 横浜市が所有する旧管理詰所を社会福祉法人に貸与し、社会福祉法人が施設の設計、改修及び運営を行います。
事業種別 認可保育所（乳児保育所又は保育所分園）
定員規模 20～40 人程度、延床面積約 170 m²（鉄筋コンクリート造平屋建て）



【案内図】



お問合せ先

（都市公園内への保育所等設置事業について）

こども青少年局保育対策課担当課長 岡本 今日子 Tel 045-671-4221

（国家戦略特区の制度について）

経済局成長産業振興課担当課長 守屋 喜代司 Tel 045-671-4600